

1 埼玉県

建設 工事	査 測 量	設 計 ・ 調	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
				<p>【個人事業者のみ対象】</p> <p>1 個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書 &lt;写し可&gt;</p>	<p>【申請事業所の所在地に関わらず、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内にある者が対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日前3か月以内に埼玉県内の市町村から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出してください。</li> <li>滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書を提出してください。</li> <li>県内に事業所を開設してから決算を経ていない場合は、開業届等を提出してください。</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度をうけていて、納税証明書が発行されない場合は、埼玉県入札審査課までご連絡ください。</p> <p>当該納税証明書の問合せ先:各市町村税担当課</p> <p>県内に住民登録上の所在地がなく納税証明書を提出できない者は提出不要。ただし、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内でない場合であっても、埼玉県内の市町村から住民税を賦課されている場合は納税証明書を提出してください。</p>

以下の書類(2以降)は、建設工事を埼玉県に申請し、かつ建設業許可上の主たる営業所の所在地が埼玉県内にある方が、それぞれの対象要件に該当する場合のみ提出する書類です。

建設 工事	査 計 測 量	設 計 施 工	書 類 名	摘 要
	-	-	2 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2)	次の3以降の書類を提出する場合は、様式D-2を表紙として提出してください。
	-	-	3 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入していることを証明する書類(原本)	【対象者】 申請日現在、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入している事業者  協会が発行した証明書を提出してください。 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)
	-	-	4 不当要求防止責任者の受講状況(様式D-2-1)	【対象者】 申請日現在、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、責任者講習を受講した者がいる事業者  【添付書類】 ・埼玉県公安委員会発行の責任者講習受講修了書を縮小コピーして貼付してください。 ・責任者講習受講修了書は講習年月日が令和3年度以降のものが対象です。  【不当要求防止責任者の選任手続き等について】 埼玉県警察のホームページ <a href="https://www.police.pref.saitama.lg.jp/">https://www.police.pref.saitama.lg.jp/</a> (公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターのホームページ <a href="https://www.boutsui-saitama.or.jp/">https://www.boutsui-saitama.or.jp/</a> を確認してください。
	-	-	5 埼玉県と締結している防災協定書の写し又は防災協定締結証明書(様式D-2-2)(原本)	【埼玉県と防災協定を締結している場合】 防災協定書の写しを提出してください。  【埼玉県と直接防災協定の締結はしていないが、加入している社団法人等の団体が埼玉県と締結している場合】 防災協定締結証明書(様式D-2-2)(発行日が申請日前3か月以内のもの)を提出してください。  原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)

建設 工事	査 計 測 量	設計 管理	土木 施設	書 類 名	摘 要
	-	-	6	埼玉県からの要請等に基づく災害防止活動の実績報告 (様式D-2-3)	<p>【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に県機関の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 発注機関が警察本部及びその出先機関、国土交通省の場合は対象外です。</p> <p>【添付書類】 ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、活動内容、時期、発注課所が確認できるもの) ・ 総合評価方式の災害防止活動認定書の写しでも可 契約1件に対して実績は1回とします。 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外)</p> <p>【災害の復旧や防止活動の例】 ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 道路陥没における緊急対応 ・ 道路照明灯などの灯具落下、ポール傾き(転倒)への対応 等 活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。</p>
	-	-	7	国又は埼玉県内の市町村からの要請等に基づく災害防止活動の実績報告 (様式D-2-4)	<p>【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に国又は埼玉県内の自治体の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 活動場所が埼玉県内の場合のみ対象となります。</p> <p>【添付書類】 ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、時期、発注課所が確認できるもの) 契約1件に対して実績は1回とします。 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外)</p> <p>【災害の復旧や防止活動の例】 ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 台風時の緊急対応  活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。</p>

建設 工事	査 計 測 量	設 計 調 理	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
				<p>下記(1)～(6)のうち3項目まで申請可能</p>	
				<p>(1) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し</p>	<p>(1) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p>
				<p>又は</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定書の写し</p>	<p>(2) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p>
				<p>又は</p> <p>(3) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し</p>	<p>(3) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p>
			8	<p>又は</p> <p>(4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定書の写し</p>	<p>(4) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者</p>
				<p>又は</p> <p>(5) 育児休業制度導入の状況 (様式D-2-5)</p>	<p>(5) 【対象者】 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届出している事業者</p>
				<p>又は</p>	<p>【添付書類】 労働基準監督署の受理印のある就業規則等の写し 又は 受理印のある育児・介護休業規程等の写し (育児・介護休業規程を定めている場合)</p>
				<p>(6) 多様な働き方実践企業認定証の写し</p>	<p>(6) 【対象者】 申請日現在、埼玉県の「多様な働き方実践企業認定制度」により、認定を受けている事業者</p> <p>詳細は、埼玉県ホームページ(多様な働き方推進課の働き方改革ポータルサイト)を確認してください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html</a></p>

建設 工事	査 計 測 量	設計 ・ 調 理	土木 施設	書 類 名	摘 要
	-	-	9	女性技術職員雇用の状況 (様式D - 2 - 6)	<p>【対象者】 申請日現在、女性技術職員を常勤雇用している事業者</p> <p>役員、個人事業者における事業専従者は対象外 当該女性技術職員が社会保険(国保組合含む)に加入していること</p> <p>【添付書類】 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し 健康保険被保険者証の写し 国保組合に加入している事業者の場合は(1)の代わりとして、適用除外承認書の写し 個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書</p> <p>技術者資格等の証明書類は不要です。</p>
	-	-	10	インターンシップ等の受入れに関する証明書 (様式D - 2 - 7)(原本)	<p>【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校が証明する証明書により実績が確認できる事業者</p> <p>中学生は対象外 申請日前3か月以内に証明された原本を提出してください。 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)</p>
	-	-	11	若年技術職新規雇用の状況 (様式D - 2 - 8)	<p>【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に新規に若年者(34歳以下の技術職)を常勤雇用し、その者を申請日現在も雇用している事業者</p> <p>役員、個人事業者における事業専従者は対象外 当該若年技術職者が社会保険(国保組合含む)に加入していること 派遣労働者、技能実習生等有期雇用者は対象外 <b>評価対象は2名まで</b></p> <p>【添付書類】 採用通知書等の写し(雇用日が確認できるもの) 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し 国保組合に加入している事業者の場合は(2)の代わりとして、適用除外承認証と新規雇用職員の被保険者証の写し 個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書または収支内訳書</p> <p>技術者資格等の証明書類は不要です。</p>

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
	-	-	12 就労環境改善の取組状況 (様式D-2-9)	<p>【対象者】 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者。 ア 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た事業者</p> <p>イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む)、地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)又は日本下水道事業団との請負契約によるICT活用工事による工事を完成させた者</p> <p>ウ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む)、地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)又は日本下水道事業団との請負契約による工事情報共有システム(ASP方式)活用工事による工事を完成させた者</p> <p>【添付書類】 ・ 様式D-2-9に掲げる選択肢に対応する書類</p>
	-	-	13 地域貢献の実施状況 (様式D-2-10)	<p>【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に県機関等の施設管理に関するボランティア活動を実施した事業者 原則として企業単体で実施したもの。</p> <p>【対象となるボランティア活動】 県が管理する施設、県が調整・選定した施設での道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等</p> <p>【添付書類】 ・ 県機関等との協定書、感謝状等 ・ 実績が証明できる書類、写真等 彩の国ロードサポート制度及び川の国応援団の場合は、認定書・協定書及び県への活動報告書は必須 提出する活動報告書には必ず県機関への提出日を記載してください。(提出日は手書き可。)</p>
	-	-	14 消防団協力事業所に関する証明書 (様式D-2-11)(原本)	<p>【対象者】 消防団協力事業所に認定され、令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に従業員が消防団員としての活動実績を確認できる事業者 役員、個人事業主における事業専従者は対象外</p> <p>【添付書類】 事業者と消防団員の雇用関係を確認できる書類 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)</p>
	-	-	15 協力雇用主の登録に関する証明書 (原本)	<p>【対象者】 申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録している事業者</p> <p>さいたま保護観察所以外の登録は対象外 証明書は発行日が申請日前3か月以内のもの (知事あてのもの) 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)</p>

